

『第2期豊中市障害児福祉計画』の概要

第1章 計画の基本方向 (p. 1)

計画の位置づけ (p. 3)

- ・児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」
- ・障害児・者の支援において切れ目のない支援に向けた取組みを進めるため「障害福祉計画」と一体的に策定
- ・豊中市における障害のある児童を対象とする各種支援事業等の実施にあたっての考え方と必要サービス量の見込みを示すとともに、その確保方策等を定めるもの

計画の対象 (p. 5)

障害のある18歳未満の人（発達に課題のある人を含む）

計画期間 (p. 6)

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)（3年間）

計画の基本的な考え方 (p. 7)

- ・国の基本方針や大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、『豊中市第五次障害者長期計画』で掲げる基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害児福祉サービス等の提供に努めるものとする。

第2章 障害のある人を取り巻く現状 (p. 11)

障害のある子ども等の状況 (p. 19)

- ・18歳未満人口が近年横ばい状況にあるなかで、通所受給者証所持者数や市立小中学校支援学級在籍者数などは毎年増加する傾向。

施策の実施状況 (p. 25)

- ・平成31年(2019年)4月にあゆみ学園及びしいの実学園の機能を再編し、診療所を併設した福祉型児童発達支援センターを設置。
- ・支援の質の向上等を目的とした豊中市障害児通所支援事業者連絡会の立ち上げを支援。
- ・ペアレントメンター事業や子育て発達支援プログラムを実施。
- ・豊中市医療的ケア児支援連絡会議を立ち上げ、現状把握及び課題の抽出を行い、連携の仕組みの見える化を推進。

市民の意識 (p. 36)

- ・今後の相談支援体制について、障害や発達・療育に関わる専門的な相談、各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制などへの希望が多い。
- ・充実が必要だと思う施策として、発育・発達上の課題の早期発見・診断や小・中学校、高等学校での教育機会の拡充を求める割合が高い。また、気にかかるとして、年齢が上がるにつれて、進学や就職などの進路についての意見が多い。
- ・医療的ケア児等については、「支援サービスや相談機関の情報をわかりやすく提供してほしい」という意見が多い。

今後の施策推進に向けた課題 (p. 51)

- ・特別な支援が必要な医療的ケアを必要とする児童数や、児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用児童数の増加に対し、利用ニーズを見極めながら、相談体制の整備とサービス提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の確保・向上に資する取組みを進める必要がある。
- ・保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、障害児及び保護者が安心して支援を受け続けられる体制を構築する必要がある。

第3章 成果目標と達成に向けた取組み (p. 55)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 (p. 62)

成果目標 令和5年度(2023年度)末

- ・重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置
→1か所
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
→体制の構築（2か所以上）
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数
→児童発達支援 3か所以上
→放課後等デイサービス 5か所以上
- ・医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
→体制の構築
- ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
→体制の構築

活動指標 令和5年度(2023年度)見込み

- ・ペアレント・プログラム受講者数 24人
- ・ペアレント・トレーニング受講者数 6人
- ・ペアレントメンター講習会受講者数 80人

【障害のある子どもへの支援の充実に向けた取組み】

- 関係機関と連携した切れ目のない支援については、「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す、「気づく」「つなぐ」「支える」の基本姿勢のもと取組みを実施。
- 支援者に対する人材育成については、研修会や支援者交流による専門性の向上に向けた取組みを実施。
- 市における子どもの障害特性や保護者ニーズ等に合わせた通所支援のサービス提供の考え方を示すとともに、家庭、通所支援、学校等のそれぞれの役割分担を明確にし、情報共有や連携を図るための取組みを実施。
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、市における課題の抽出と取組みの方向性を示す。

【児童発達支援センターの機能充実】

- 障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点である児童発達支援センターにおいて、障害福祉センターひまわりの機能とも連携し、障害種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を実施。
- 保護者支援については、講座、研修会等による子どもの育ちを支える力をつけるための取組みを実施。
- いつでも相談ができ、訪問による保育所・学校等の子どもの所属先への後方支援も行う地域支援機能の充実を図る。
- 重症心身障害児に対しては、診療所を併設した児童発達支援センターにおいて、医療と福祉の両面からの総合的な支援を乳幼児期から成人移行期まで継続的に実施。

第5章 障害児福祉サービス等の見込量 (p. 129)

	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス
令和元年度 (2019年度)	月 502 人分 月 3, 429 人日分	月 6 人分 月 59 人日分	月 746 人分 月 8, 293 人日分
令和5年度 (2023年度)	月 791 人分 月 5, 260 人日分	月 5 人分 月 43 人日分	月 1, 199 人分 月 13, 772 人日分

	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援
令和元年度 (2019年度)	月 0 回	月 5 回	月 86 人分
令和5年度 (2023年度)	月 2 人分 月 12 回	月 31 人分 月 49 回	月 110 人分

(サービス見込量) = (実利用見込者数) × (1人当たり月平均利用量[日数・回数])

- ・児童発達支援と放課後等デイサービス：平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績値をもとに算出
- ・医療型児童発達支援：令和2年度(2020年度)の実績値がそのまま続くものとして算出
- ・居宅訪問型児童発達支援：令和2年度(2020年度)の実績値をもとに、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して算出
- ・保育所等訪問支援：平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績値をもとに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して算出
- ・障害児相談支援：令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)の利用実績をもとに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して算出

第6章 計画の推進体制と進行管理 (p. 139)

推進体制 (p. 139)

- ・庁内、国・大阪府、市民、関係機関・団体、事業者等と連携強化を図りながら、地域社会全体で計画を推進。

計画の進行管理 (p. 140)

- ・各施策や事業の実施状況について庁内、「豊中市障害者施策推進協議会」等において年度毎に点検・評価を行い、各施策の充実・見直しについての検討を進める。